

東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会

(令和3年度 第1回)

日時：令和3年7月6日（火曜日）

午後2時から午後3時半まで

場所：都庁第一本庁舎 42階 特別会議室A

次 第

1 開 会

2 挨拶・委員紹介

3 議 題

(1) 子供・若者の現在の状況

(2) 各構成機関における支援の取組

(3) オンラインを活用した支援及び関係機関との連携

4 閉 会

東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会 令和3年第1回

【資料一覧】

- ・ 委員名簿
- ・ 座席表（紙ベースで配布）
- ・ 連絡調整部会設置要領
- ・ 【資料1】 事前調査票
東京労働局資料
- ・ 【資料2】 若ナビα事例検討用資料
- ・ 【資料3】 若者支援等の社会資源情報に関するポータルサイト
「若ぽた」

〈各機関からの提供資料〉

- ・ NPO法人育て上げネット資料
- ・ 東京都教育相談センター：パンフレット（紙ベースで配布）
- ・ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」：リーフレット
（紙ベースで配布）

東京都子供・若者支援協議会 連絡調整部会 委員名簿

令和3年7月1日現在

	分野	構成機関	職名	委員
1	教育	東京都教育相談センター	統括指導主事	西尾 英里子
2	保健・医療・福祉	東京都児童相談センター・児童相談所	東京都品川児童相談所長	舘 美香
3		東京都立誠明学園	自立支援課長	志村 正彦
4		東京都女性相談センター	所長	三木 明香
5		東京都発達障害者支援センター	センター長	坂田 由紀子
6		東京都保健所	保健対策課長(代表)	桑波田 悠子
7		特別区保健所	保健予防課長(代表)	深井 園子
8		東京都立(総合)精神保健福祉センター	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 副所長<広報援助課長事務取扱>	橋本 直季
9		TOKYOチャレンジネット	所長	小田 智雄
10		矯正・更生保護等	東京保護観察所	首席保護観察官
11	東京都保護司会連合会		事務局長	市川 清志
12	警視庁少年センター		新宿少年センター主査	青木 修
13	雇用	厚生労働省東京労働局職業安定部	職業安定課長	山口 智也
14		東京しごとセンター	公益財団法人東京しごと財団 正規雇用対策担当課長	小倉 保雄
15	その他・関係機関	東京都消費生活総合センター	相談課長	百瀬 篤
16		公益社団法人 被害者支援都民センター	相談支援室長代理	佐藤 真奈美
17		東京都人権プラザ	公益財団法人 東京都人権啓発センター 総務課長	越田 晶子
18		日本司法支援センター東京地方事務所	事業部長	小島 綾子
19		認定特定非営利活動法人育て上げネット	HR担当部長	井村 良英
20		認定特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク	常務理事/若年支援事業統括責任者	藤井 智
21		ひきこもりサポートネット	統括責任者	大山 和志
22		若者総合相談センター	事業責任者	奈和良 由子
23	事務局	東京都都民安全推進本部総合推進部	若年支援課長	相原 俊則

連絡調整部会設置要領

平成29年11月8日 29青総青第750号
改正 令和元年12月20日 31都安総若第452号
改正 令和2年8月20日 2都安総若第162号

(趣旨)

第1 この要領は、東京都子供・若者支援協議会設置要綱（以下、「協議会設置要綱」という。）第4の規定により、社会的自立に困難を有する若者の自立等に係る関係機関相互の情報共有及び連携強化等を目的とし、実務者会議として連絡調整部会を設置する。

(検討事項)

第2 連絡調整部会は、若者の自立等支援に係る次の各号に定める事項について検討する。

- (1) 関係機関相互の情報共有、連携強化及びネットワーク化に関すること。
- (2) 事例の検討に関すること。
- (3) その他連絡調整部会で協議を必要とする事項に関すること。

(構成)

第3 連絡調整部会は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 4 座長は、都民安全推進本部総合推進部若年支援課長とする。
- 5 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第4 座長は、必要に応じて連絡調整部会を招集する。

(意見聴取等)

第5 連絡調整部会は、必要があると認めるときは、専門家及びその他の関係者の出席を求めて意見を聞き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6 第3及び第5の規定により会議に出席した者は、正当な理由がなく連絡調整部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7 連絡調整部会の庶務は、都民安全推進本部総合推進部若年支援課において処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、連絡調整部会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月20日から施行する。

別表

	分野	構成機関	職名
1	教育	東京都教育相談センター	統括指導主事
2	保健・医療・福祉	東京都児童相談センター・児童相談所	東京都品川児童相談所長
3		東京都立誠明学園	自立支援課長
4		東京都女性相談センター	所長
5		東京都発達障害者支援センター	センター長
6		東京都保健所	保健対策課長(代表)
7		特別区保健所	保健予防課長(代表)
8		東京都立(総合)精神保健福祉センター	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 広報援助課長
9		TOKYOチャレンジネット	所長
10		矯正・更生保護等	東京保護観察所
11	東京都保護司会連合会		事務局長
12	警視庁少年センター		新宿少年センター 主査
13	雇用	厚生労働省東京労働局職業安定部	職業安定課長
14		東京しごとセンター	公益財団法人東京しごと財団 正規雇用対策担当課長
15	その他・関係機関	東京都消費生活総合センター	相談課長
16		公益社団法人 被害者支援都民センター	相談支援室長代理
17		東京都人権プラザ	公益財団法人 東京都人権啓発センター 総務課長
18		日本司法支援センター東京地方事務所	事業部長兼総務部長代行
19		認定特定非営利活動法人育て上げネット	HR担当部長
20		認定特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク	若者支援事業統括責任者
21		ひきこもりサポートネット	統括責任者
22		若者総合相談センター	事業責任者
23	事務局	東京都都民安全推進本部総合推進部	若年支援課長

令和3年度東京都子供・若者支援協議会(連絡調整部会)事前調査とりまとめ

照会事項1

新型コロナウイルス感染症への対応が長引き、「コロナ疲れ」等の状況も懸念される中、貴所属が関わる子供・若者の状況や相談の特徴にはどんな変化がありましたか。

	構成機関	回答
1	東京都教育相談センター	<p>・電話相談では、子供からの主な相談主訴は「情緒不安定」「友人関係」「家族関係」であった。傾向としてはより深い相談内容があった。</p> <p>・電話相談の児童・生徒からの相談では、女子が6割、男子は4割であり、この傾向は変わらない。</p> <p>・SNS教育相談では、女子の割合が令和元年度を基にすると、令和2年度の女子の数は4パーセント上昇していた。ちなみに、SNS教育相談全体の相談件数は、令和元年度2,775件から、令和2年度4,201件と増加しており、全体では、元年度と比較し、40ポイント上昇している。</p> <p>・SNS教育相談は、敷居が低い分だけ、電話相談よりも内容的には軽いものが多かった。</p> <p>・電話相談の8割が保護者等からであり、その場合は、男子も女子も区別なく対象となっている。</p> <p>・来所をためらう子供、保護者もあり、電話相談で継続しているケースもある。</p> <p>相談内容としては、 「友人関係の悩み」…「休校が長引いたことにより、友人関係に変化があり、グループからなんとなく外されている。」等 「家族関係」…「家族の在宅ワークが始まり『勉強しなさい』と言われることが増え、口論となり、つらい。」等 「学業不振」…「なんとなく学校に行くことが不安である。」等休校や分散登校の影響との見立て。 「情緒不安定等」…「学校に行こうとすると腹痛がする。」等 「虐待」案件…家族という時間が長くなったことの影響と考えられるケースもあった。</p>
2	東京都児童相談センター・児童相談所	<p>コロナ禍における児童相談所の相談援助の状況は、相談対応件数全体では昨年度比1割程度の増加となったが、それがコロナ禍に起因するとまではいえない。しかし相談通告内容は、コロナ禍で外出できない中、親子喧嘩や父母喧嘩が生じていたり、在宅勤務の中、近隣で泣き声や怒鳴り声が心配だとされる通告などが多く入っている。</p> <p>保護者が感染したことにより養育困難となった児童の対応については、医療機関や保健所と調整し、関係医療機関への一時保護委託を実施している。</p> <p>社会的養護により施設入所中の児童が罹患するような事態も生じており、施設等において対策を講じてもらっている。家庭復帰や親子交流を目的とした家庭外泊や施設での面会交流に一定の制限をおく場合もある。</p>
3	東京都立誠明学園	<ul style="list-style-type: none"> ・年末・年始、GW時の家庭外泊等の制限 ・行事、イベント等の制限 ・地域交流、ボランティア等の中止
4	東京都女性相談センター	<p>女性相談センターの電話相談は匿名のため、子供・若者の相談の変化や特徴を明確にすることはできませんが、相談件数は増加傾向にあり、引き続き注視が必要と考えています。</p> <p>また、令和3年度より若年被害女性等支援モデル事業の予算規模を拡充し、暴力等の被害にあうおそれのある若年女性を公的支援につなげるため、「若年被害女性等支援事業」を実施し、若年女性支援団体への委託によるSNSやオンライン相談など、若年女性に対する相談体制を強化していく予定です。</p>
5	東京都発達障害者支援センター	<p>本センターの相談支援の中で、コロナ禍における子供・若者に関連する内容については以下のようなものがありました。相談者は本人および家族からとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生より、オンライン授業になったことで、友人等に会えない。時間の管理ができない。 ・家で過ごすことが多くなり、生活リズムが乱れる。ゲームばかりしている。 ・人との交流がなくなり、孤立感から鬱状態になった。 ・これまで保健師に相談していたが、コロナ対応で忙しくなり、相談ができなくなった。 ・子育て広場が利用できず、子育てや発達に関する相談等ができずに不安。等
6	東京都保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・相談控えもあり相談件数が減少している。 ・相談を控えていたことにより、問題が複雑化し支援に時間を要する。 ・家族が在宅で過ごすことが多くなり、問題の表面化による新規相談も見受けられる。
7	特別区保健所	<p>以前から抱えていた課題に新型コロナウイルス感染症による影響が重なったというケースも認めるが、今年度、次年度と比較していく必要がある。</p>
8	東京都立(総合)精神保健福祉センター	<p>親子間のトラブルやうつ・強迫症状など精神症状の悪化を訴える相談(主に「こころの電話相談」)が増えた。コロナ感染に対する心配や、親のテレワークやこどものオンライン授業により家族が一緒に在宅する時間が長くなったことでストレスが高じたため。</p> <p>また、オンライン授業により登校がなくなったことで、不登校気味のこどもがドロップアウトせず学業を継続できている一方、ゲームに傾倒しすぎる、生活時間が乱れた、外出しなくなった、対面授業が再開しても戻らず不登校となっている、といった相談もある。</p>
9	TOKYOチャレンジネット	<ul style="list-style-type: none"> ・会社に雇われることを避けて、個人事業主(動画配信益で生活、配達業、中には職務内容が不明瞭なものも多い)を名乗って仕事をしている若年層の来所が増えた。 ・これまでは友人宅に居候しながら生活してきた若者が、コロナ禍になってからは居候を拒否されて、居所が無くなってしまい来所する。 ・家族で生活していたが、コロナ禍で自粛が続く中で親のストレスが爆発して虐待を受けた若年層が実家等を飛び出し、居所が無くなって区役所等の相談窓口を経由して来所する。 ・家族の中で親がコロナ禍で収入が無くなってしまっ生活保護申請を検討しているが、本人に単身であれば生活できる収入があるため世帯分離となり来所する。 ・児童養護施設、自立援助ホーム等を卒業した人がコロナ禍で仕事の収入が減った時に相談する先が無く、結果として家賃滞納が発覚し退去が決まって自立支援コーディネーター等にSOSを求めたところ、本事業所に来所する。 ・これまでは比較的少なかった10代の相談が増えた。実家等親族を頼れないが、未成年なので契約行為ができず居場所が無い状態。アルバイトはしているので生活保護申請もできないため本事業所に来所する。
10	東京保護観察所	<p>あくまで実務を通して感じられることとして、外出困難な状況が長引き、精神的に不安定となり、家族関係が悪化している者が増加している傾向が窺えるほか、薬物依存がある者について、薬物依存からの回復支援の取組が実施されない、又は限定的な実施状況が続いているために、孤立気味となり、再犯リスクが高まっているように見受けられる者も散見される。</p> <p>当初は、アルバイト(特に飲食店)を名目上継続しているものの、シフトが入らず、結果無為になりがちな傾向が見受けられていたが、長期化に伴い、そのような傾向は薄らいでいる。</p>

照会事項1

新型コロナウイルス感染症への対応が長引き、「コロナ疲れ」等の状況も懸念される中、貴所属が関わる子供・若者の状況や相談の特徴にはどんな変化がありましたか。

	構成機関	回答
11	東京都保護司会連合会	<p>保護司が関わる少年や若者の就労については、普段でもなかなか難しいところ、理解して雇ってくれる就労先は小規模の企業が多く、感染症への対応が長引くことで疲弊していることもあって、失職、減給等の不安の相談等が増えているように感じられる。</p> <p>また不要不急の外出の自粛の期間が長くなり、気分転換ができず、もう我慢の限界だと訴える者が少なくない。しかも面談は「密」防止のため控えざるを得ないため、指導に苦慮することが多くなっていると感じられる。</p>
12	警視庁少年センター	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的に少年相談の取扱いが約14%減少した(令和2年と1年の比較で、警察署、少年育成課、ヤングテレホンコーナー、いずれも減少)。 ・相談内容に関しては、特に目立つ変化はみられていない。
13	厚生労働省東京労働局職業安定部	<p>令和3年4月の東京労働局管内の雇用情勢判断は、有効求人倍率が15ヶ月連続の1倍台となったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、雇用維持を図るための雇用調整助成金の活用、また、倒産、解雇等の雇用調整事案も増加している中で、「求人は求職を上回り推移しているものの、求人が減少し求職者は増加傾向にあり、厳しい状況にある。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、よりいっそう注意する必要がある。」としております。</p> <p>一方で、令和3年3月卒業の都内高校生の就職率は前年度と同率となったものの、求人数は減少しております。また、厚生労働省発表の令和3年3月卒業の大学生等の就職率は前年度に比べ2.0P減少しております。若年者の就職状況は厳しい状況から、都内ハローワークでは、一人ひとりに沿った就職支援を実施しているところです。(資料①)</p>
14	東京しごとセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍での業績悪化による解雇、雇止、内定取消など、新たな離職事由が発生 ・コロナ禍で希望業種・職種の求人が大きく減少したことにより、「方向転換(あらためて業界・職種研究)」が必要になった利用者もいる。 ・オンライン面接など、新たな採用選考手法への対策が必要になっている。
15	東京都消費生活総合センター	<p>令和2年度の子供・若者の消費者相談件数は対前年度比で増加した。相談内容の傾向としては、インターネットを介した事案に関する相談が、依然として増加していると言える。小学生でもオンラインゲームに高額課金していたり、中学生以上になると健康食品等のインターネット通販による定期購入の相談が見られるようになり、保護者等からの相談が数多く寄せられている。このほか、若者全体では、賃貸アパート等の修繕費や敷金の返還、原状回復費用に関する相談、「簡単に稼げる・儲かる」とインターネット広告でうたう情報商材や内職・副業などに関する相談、安価な「お試し価格」をうたう医療脱毛などの美容医療に関する相談も増加している。</p>
16	公益社団法人 被害者支援都民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナを理由に自宅へ呼ばれ性的な被害にあう案件の増加。 ・また、心理支援が必要な方の状態の悪化。
17	東京都人権プラザ	<p>これまでの相談と比べて、大きな特徴の変化はありません。</p>
18	日本司法支援センター東京地方事務所	<p>対象を子供・若者に特定した相談を実施していないため、不明。</p>
19	認定特定非営利活動法人 育て上げネット	<p>オンラインでつながる機会を確保でき、オンラインでつながる機会を増やすことはできたものの、リアルでつながる機会を制限せざるを得ないため若者たちからはリアルでつながる機会を求める声がありました。また、オンラインに対応しづらい保護者・家族とのつながりが減る傾向にありました。</p>
20	認定特定非営利活動法人 文化学習共同ネットワーク	<p>コロナ禍により、劇的に困難が悪化し、緊急の対応が求められるケースは、私たちの所にはそれほど多くは寄せられていない実感がある。むしろ、「深く静かに進行」している困難を感じている。</p> <p>今年2月に報道のあった、2020年、児童生徒の自殺が過去最多となった件(文部科学省が有識者会議に報告)を危惧している。コロナ禍の、子ども、若者への影響とあわせて、丁寧に見ていかなければならないだろう。</p> <p>気になるのは、自殺の原因として「うつ病など病気の悩みや影響が例年より増加傾向だった」との報道だ。</p> <p>近年、子ども若者の困難が「不可視化」されていることに、私たちは懸念を抱いていた。おとなや社会に対してだけでなく、自分自身に対しても、置かれている状況や困難が「見えなくなっている」ことにより、困難が深化・深刻化してきているように感じている。自分自身が認識しない(できない)まま、困難な状況にさらされつづけていると、心身のバランスを崩し、メンタル不調を起こす傾向が増す。状況を改善するには、置かれている状況を言語化し、困難を意識化することが必要だが、状況や原因の複雑さが、安易な「原因づけ(多くは「自分が悪いから」や「自分がスキ(キライ)だから」等、「ワタクシゴト化」によって「納得」してしまっている)」をうみ、「結局は自分のこと・プライベートトラブルでしかない」という心情が、困難を閉じ込め、対峙し対処することを押しとどめている。そんなことが進行している結果として「うつ病など病気の悩み」が深化しているということはないだろうか。</p> <p>長期化するコロナ禍が、上記のような状況をさらにすすめているのではないかと。</p> <p>たとえば新入生の場合、新入学の時期に学校は休校状態であり、あたらしい学校生活にうまく着地できないまま、なんとなく不安感や不全感をかかえて不登校傾向になっている。昨年度一年間で「入学した大学に実際に行けたのは1回だけ」という学生も少なくない。こういった生徒・学生の相談は、私たちの所にも寄せられている。また、保護者が「在宅勤務」になることで、家族関係の力学が変化混乱し、家庭内での「位置」を見失って、ストレスがたまっている子ども若者たちもいる。</p> <p>なんらかの不調をきたしつつも、「なんか(自分が・自分だけの問題として)イライラしているだけ・うつうつしているだけ」と「納得」してしまうことで、誰かに話したり相談したり、「おれもそうだよ、君もか」と共感しホッとしたりすることを阻んでいないか。「SNS上の“友だち”みたいのはできたけど、“勝たん”、“それな”と“ぽおん”の3語しか使わない」というある高校生の発言に、その場にいた同年代が妙に共感するシーンもあった。</p> <p>ケアするということは、単に慰撫し保護するというのではない。ケアとは呼びかけと応答の中で自己と他者が出会うことであるとするとすれば、出会い・語り合い・共感し合うこと、困難を可視し・そうそう簡単には解決しなくとも、対峙していくことが重要だ。時には、「個人の困難」に押しとどめることなく、ソーシャルイシューとして向き合うことも必要だろう。「新しい生活様式」がこれらをより困難にしている状況もある。</p> <p>子どもたち・若者たちのおかれている状況、コロナ禍の影響を、多角的に検討し、対処することが、喫緊の課題ではないかと、感じている。</p>
21	ひきこもりサポートネット	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生、大学生の親からの相談が増える。リモート授業になりそのまま行かなくなってしまったという相談が主訴。 ・5月ごろより、本人からの相談が少しずつ入るようになり、やらなければならない事は分かっているが、できないという相談が主訴。 ・地方の相談で、親からの相談。大学通学のため上京させたが、そのままリモート授業に切り替わり、現在も行けてないという相談が入るようになる。

照会事項1

新型コロナウイルス感染症への対応が長引き、「コロナ疲れ」等の状況も懸念される中、貴所属が関わる子供・若者の状況や相談の特徴にはどんな変化がありましたか。

	構成機関	回答
22	若者総合相談センター	<ul style="list-style-type: none">・新規相談はLINEと電話で前年度より増えているが、継続相談は全体的に減少している。・以前から家族関係の相談はあるが、コロナ禍では徐々にDVやモラハラの相談が散見されるようになった。リモートワークやオンライン授業で一緒にいる時間が多くなったことにより、潜在していた家族関係の問題が浮上した？・以前よりメンタル不全の相談者の利用が多いが、コロナ禍ではオンラインが主になったことによりオンオフの切替がむずかしい、オンラインになじめない、人間関係が築きにくいなど、あるいはコロナ禍で発散できていたスポーツクラブやカラオケなどが利用できず、ストレスからメンタルを病む相談者が増えた。

令和3年度東京都子供・若者支援協議会(連絡調整部会)事前調査とりまとめ

		照会事項2 オンラインを用いた業務や支援が進む中、これまでの実績の中でオンラインを用いることでの利点や成功事例	照会事項3 照会事項2に対して、オンラインを用いることでの欠点や課題等	照会事項4 オンラインを活用した関係機関との連携強化
	構成機関	回答	回答	回答
1	東京都教育相談センター	先行事例は特になし	相談業務においては、対象者の身の安全や秘匿性の確保等環境面の理解と整備が課題である。	研修で現在活用しており、今後は関係機関との会議でも活用したい。ただ、事例検討等での使用にあたっては、紹介事項3のとおり課題がある。
2	東京都児童相談センター・児童相談所	外部の関係機関と個人情報共有できるようなオンラインツールは使用していない。 都内児相の各所にはタブレット端末が配備されており、一時保護中や施設入所中の児童と、児童相談所に来所してもらった保護者が、LINE通話の機能を使用してオンライン面会を実施した事例があった。外部関係機関とのオンライン打合せや会議、またオンライン学会・研修への参加にも活用できるが、機密性の高い個人情報の内容については取り扱っていない。	コロナ禍の状況が収束すれば、対面での協議、会議、面接等に戻したい。	現状維持を受け入れるしかない。
3	東京都立誠明学園	・オンラインによる研修参加 ・医療機関の電話による診療	・PC機材及び場所の確保 ・音声トラブル等の環境によるストレス	今後、研修等については、オンラインが主流となっているが、演習等は対面方式で実施したほうが質は向上すると思われる。
4	東京都女性相談センター	関係機関との連絡調整や会議等はオンライン実施を併用していますが、女性相談センターにおける利用者支援については、オンラインによる支援は行っていません。	個人情報を扱うため、情報セキュリティの確保が課題と考えます。	
5	東京都発達障害者支援センター	本センターにおける相談支援については、現状オンラインは活用しておらず、メールおよび電話で対応をしています。	相談者の中にはオンラインを希望する方はいるが少数です。どちらかというと、対面を希望される方が多いのが、把握している中の現状です。そのため、今のところ、オンライン相談を検討する予定はありません。	他機関連携等については、積極的にオンラインを活用しています。ケースカンファレンスやコンサルテーションの場合はオンラインは活用しておりません。 内容にもよるところがあると思いますが、オンラインの場合、移動時間が不要、日程調整のしやすさ
6	東京都保健所	オンラインでの相談対応、事業、支援は行ってない		会議の活用は進めやすいため、環境が整備されると思います。
7	特別区保健所	本区では、昨年度より「インターネットゲートキーパー事業」を開始している。区内で自殺に関わるキーワードをインターネットで検索した方に広告を表示し、相談を開始する事業である。若者を中心とした相談であり、電話や来所などによる相談を利用しない方への早期の介入が可能となる。	早期に介入できるという利点があるものの、対面でないことにより状況把握に時間を要する。	会議開催の場合には、比較的時間の調整がつきやすく参加率も高くなるのではないかと考える。
8	東京都立(総合)精神保健福祉センター	オンラインでの相談は実施していない	オンラインでの相談は実施していない	関係者会議等をオンラインで実施できれば、開催・参加のハードルは下がるのではないかと。ただオンラインでどの程度の情報のやりとりができるかどうか(個別的事例の内容など)。
9	TOKYOチャレンジネット	オンライン面談を行うことにより、八丈島在住の方がTOKYOチャレンジネットの介護職支援コースに参加することが可能になった。今年度初めての試みであり、オンライン相談を利用することで島しょ部のような遠方の在住者に対してもチャレンジネット支援メニューの活用が実現化された。	回線の不調によるフリーズや通信切断、機材の不調による音声トラブルなど、環境の要因によって相談に支障が生じやすい。そのため、対応に時間がかかり、長時間化しがちである。	オンラインの方が調整しやすいことは確かだが、やりとりできる情報の質は対面に劣ると思う。 情報共有の仕方(画面共有やスライド提示だけで十分か、事前の送付が必要か、など)には特に留意が必要。
10	東京保護観察所	更生保護官署は保護司を中心とした民間協力者の存在に支えていただいているが、管内3,000人余りの保護司が所属する保護司組織との、組織運営に関する協議や保護司研修等にオンラインを活用することにより、情報共有や情報伝達が効率よくできるようになった。 また各保護司組織においても、独自にオンラインを活用して、保護司活動について情報共有したり会員相互の交流を図るなどの活動を推進した結果、活動の活性化に繋がった地区もある。	照会事項2に記載した内容は、更生保護行政を進める上で不可欠なことではあるが、主たる業務である保護観察の実施は対面での接触を基本としており、個人情報保護の徹底が十分確保できると言える段階まで準備が整っていない現状では、オンラインを活用した面接は実施できておらず、通信機器の整備や活用方法の検討等も含め、今後の課題である。	
11	東京都保護司会連合会	協議会や研修会等はオンラインでの開催に取り組んでいる。従来は会場の規模や位置の制約で参加人数が限られていたがオンライン開催により自宅から参加できるなど参加人数を広げることができ、情報共有がしやすくなった。 また会場確保の経費や手間が削減でき、限られた資金等をより有効に活用できるようになるなど活動の活性化につながっている。	地区の組織やメンバーの意識や環境にかなり差があり、オンラインでの開催に対応できないメンバーが相当数あること、そしてそのようなメンバーへの配慮ができる者が限られ、できるメンバーの負担が過大になっている。 また参加者を広げられる利点はあるが、画面に映らないところで誰が視聴しているか把握できず、処遇協議等では内容はかなり限定せざるを得ない。	
12	警視庁少年センター	コロナ禍の中、非行防止教室、被害防止教室などを非接触形式でやってほしいという要請があり、地元署から各学校へ配信という形で実施した。	作成した映像資料等は、繰り返し簡便に利用できる反面、画面越しでは子供からの反応、手ごたえがつかみづらい。 また、セキュリティ面の制約があり、簡単にはオンラインでつながることができない。	
13	厚生労働省東京労働局職業安定部	都内ハローワークでは、オンラインを活用した事業(①オンライン職業相談、②オンラインセミナー、③オンライン面接会)を展開しております。 ①については、対象者が遠方に転居した場合などにも活用でき、有効なツールとなっています。 ②については、コロナ禍で外出することが憚れる状況もあり、ニーズの高いツールとなっています。 ③については、コロナ禍の一次面接として、有効なツールとなっています。(資料②)	オンラインセミナーについては、講師からの一方通行のセミナーとして使っているところであるが、双方向でコミュニケーションをとるセミナーも、若年者向けセミナーとしては重要なツールとなるため、個人情報保護の観点も含めて検討しているところである。	

		照会事項 2 オンラインを用いた業務や支援が進む中、これまでの実績の中でオンラインを用いることでの利点や成功事例	照会事項 3 照会事項 2 に対して、オンラインを用いることでの欠点や課題等	照会事項 4 オンラインを活用した関係機関との連携強化
構成機関	回答	回答	回答	回答
14	東京しごとセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染リスクの抑制 ・ノウハウセミナー等は動画配信＝オンデマンドのため、自分の都合に合わせて聴講可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループカウンセリングやワーク等を伴うセミナーは、運営面での工夫が必要 ・動画配信型のセミナー等は、聴講者数(実数)の把握が困難 ・通信障害等のリスク ・情報セキュリティ対策 ・デジタルディバイド対策 	若ばたのようなポータルサイトの重要性が、一層高まっていくのではないでしょうかと。
15	東京都消費生活総合センター	子供・若者の支援についてオンライン利用の実績なし	オンライン利用については、 個人情報の保護が課題 となる。	
16	公益社団法人 被害者支援都民センター	オンラインを用いることで、 来所が困難な方のカウンセリング等可能 になった。(距離や時間的制約、または精神症状により外出できないなど)		
17	東京都人権プラザ	オンラインを用いた会議等の開催により、 より多くの参加者(閲覧者)を増やすことができた 。	オンライン配信を用いた案件は、通常より 費用が増大する ケースが多い。 オンライン及び情報機器等に習熟した職員がおらず 、生じた各種問題に迅速に対応できない。	参加できなかった場合、会議の様態を後日配信して頂けるとありがたい。
18	日本司法支援センター東京地方事務所	通常、民事法律扶助相談は、面談のみで実施しているところ、新型コロナウイルス感染症対策として、期間限定で電話・オンラインでの相談実施を認めている(期限:9月末まで)。電話等相談を可としたところ、緊急事態宣言等が発令されても、相談件数の大きな落ち込みはなく、相談が実施できている。 また、通訳人を要する相談者の面談相談実施時に、オンライン通訳を用いることがあり、結果、 従前より多言語での相談が可能となった 。	電話相談の場合は、書類等を確認しながらの相談実施が難しく、また、顔が見えず、電話のみで対応するのは、双方に負担もあり、面談相談の希望者は多い。 オンライン相談であれば、書類等の確認や顔も見えないものの、 双方の環境やセキュリティ上の問題 もあることから、法テラス東京内においては実施していない。 また、臨時措置として電話等相談を可としたため、通常は利用者本人の自署による民事法律扶助相談の援助申込書への記載は、電話聴取により職員等が作成し、また、日本全国どこからでも利用ができるため、虚偽の氏名・住所等による不正利用がされても把握できない。 電話等による利用を前提とした制度設計はされていないため、電話等による利用を常態とする場合には、 本人確認の方法や電子署名の導入、セキュリティ面の確保の検討が必要 である。	すでに連携があり、定期的に会合などを行っている場合は、双方で確認して、集合形式からオンラインへ切り替え、適宜、オンラインで打合せ等を行っているが、これから連携を行う、もしくは連携のお声がけを行いたい場合、そもそも その関係機関にオンラインで打合せ等ができる環境があるのかがわからない ため、その確認からしなければならぬ。 オンライン環境がある機関は、これまでの電話番号やFAX番号に加え、メールアドレスも公表いただければ、問い合わせがしやすい。
19	認定特定非営利活動法人 育て上げネット	オンラインという選択肢を提案できることで、 リアルでは参加しづらい若者の参加が促進 されました。 また、 拠点が異なる自団体職員との情報共有やコミュニケーション、多職種連携が容易 になりました。	オンラインで参加しづらい若者・保護者/家族・支援者とのつながり については課題として残っています。	設備的に行政機関でオンライン対応がよりできるようになると、関係機関との連携強化については一層進んでいくのではないかと現場では感じています。
20	認定特定非営利活動法人 文化学習共同ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインでの個別相談を行う事で、コロナ禍でも継続して関係を持つことができています。 ・協力企業を取材した動画を配信。 ・その他、いくつかのプログラムを動画配信している。 	<p>オンラインの利用は、距離をこえ在宅ベースの生活様式でも関係をつないでおくことはできるが、相当な限界があると感じている。</p> <p>限定された視覚と聴覚にたよった関係性になってしまい、これまで全体の身体の動きや立ち、間や息づかいから、我々は「カン」を働かせてきたが、それらはオンラインでは感じられない。また、「ここぞという時の勝負」は回線を通じてのコミュニケーションでは迫力をもせず、空振りに終わってしまうこともあった。</p> <p>「オンラインをベースにした仕事環境で、自然豊かな環境での生活を手に入れた」等、ICTをベースにした「バラ色のライフスタイル」が喧伝されているが、それが可能なのは一部の特権的な階層でしかなく、多くの生活者は、とくに現業に従事する人びとは、時間と空間にしばられた生活を余儀なくされている。我々とかかわる若者たちの多くは、管理的・研究的・事務的で、「人を動かす側」にたつことは多くはない。いわゆる「エッセンシャルワーク」も、時間と空間に縛られることも多いだろう。</p> <p>とするならば、オンラインでの「支援」で我々の取組が完結するとは、到底思えない。総じて、オンライン利用はその利便性はあつつも、あくまでも「つなぎ」「補完システム」でしかない」と認識している。</p>	<p>「三鷹ひきこもり合同相談会」という取組を、市内と近隣の7団体の実行委員会形式で行った。コロナ禍のため、対面形式をあきらめ、Zoomでの開催となった。関係機関との連携におけるオンライン活用という面でも、前項オンラインの可能性と限界が鮮明にみえたように思う。</p> <p>対面型では決して得られなかったであろう、九州からの参加者があったことは、オンラインならではの成果だった。また、参加者のなかから、各団体の実際の支援システムにつながった当事者およびその家族もいた。</p> <p>一方で、実行委員参加のほとんどの団体から「次はやっぱり会場をかりて、リアルでやりたい」という声が出た。やはり、支援者たちは「オンラインでの支援の限界」を体感しているのだろう。</p> <p>「機関連携」や「ネットワーク」という用語は、2003年若者自立挑戦プラン以降、本当に多用されているが、残念ながらその「連携」が実質化したとは言えない。単なる情報提供や情報共有が「連携」であるわけではない。各機関が社会資源が、それぞれ「ムリ」を以てして、ウイングを伸ばし、「のりしろ」増やし、財務関係が嫌悪するシステムの重複をしっかりと作りあげ、一人の当事者を多様な機関が支えあうことだ。</p> <p>その際、どうしても「ベースキャンプ」が必要であるが、それは当面は「最初に関わりを持った機関」であることがそのまじい。単に「引き継ぐ」「送致する」というだけでは、それは「連携」などといえるものではないということ。我々「支援者」は肝に銘じるべきである。</p> <p>上記「連携」を進める上で、もちろんオンラインシステムは一定程度有効であるだろうが、一方、前項と同様に、あくまでも「つなぎ」と「補完システム」でしかないのではないかと感じている。</p>
21	ひきこもりサポートネット	ひきこもりサポートネットにおける、 相談業務にオンラインは特に取り入れていない 。 若者社会応援事業登録団体交流会、令和2年度東京都ひきこもりサポートネット活動報告会(※チラシ添付)にてオンライン実施。	東京都ひきこもりサポートネットでのオンライン導入は、 イベントに限定 されているが、 事後のアンケート調査を取りにくい 。提出期限を設けても、直接的なやり取りではないので、提出状況があまり良くない。	各自治体が「 ひきこもり支援施策 」に於いて、新たな動きを見せている様子がかかえることから(各区市町村で進捗の温度差はあるものの)、 東京都ひきこもりサポートネットでは、区市町村ネットワーク構築事業(年間10自治体)として、オンライン等を活用し、自治体との関係構築を図り、連携を深めていく 予定。 また、ネットワーク構築事業以外の自治体に関しても、ひきこもり支援に関する動きを把握するため、独自の調査を行っていく。

		照会事項 2 オンラインを用いた業務や支援が進む中、これまでの実績の中でオンラインを用いることでの利点や成功事例	照会事項 3 照会事項 2 に対して、オンラインを用いることでの欠点や課題等	照会事項 4 オンラインを活用した関係機関との連携強化
構成機関		回答	回答	回答
22	若者総合相談センター	援助方針会議をオンラインで2回実施した。参加者の利便性が良い。リモートワーク中心の業務スタイルの参加者が参加しやすくなった。	オンライン参加者が別件で離席するなど、集中しての参加が難しい面がある。 ビデオをあげずに参加されると、表情が読めず、反応をうかがいづらい面がある。	オンラインでのやり取りの中で、画面共有など個人情報の取り扱いについては十分留意する必要がある。

令和3年度東京都子供・若者支援協議会(連絡調整部会)事前調査とりまとめ

		照会事項5 東京都が運営する「若者支援等の社会資源情報に関するポータルサイト『若ぼた』の運用や周知についての、ご意見・ご提案	照会事項6 その他ご意見
	構成機関	回答	回答
1	東京都教育相談センター	相談センターホームページでも、若ナビにリンクしている。	
2	東京都保健所	キーワード検索で「心の相談」と検索すると2件、「こころの相談」で検索すると4件の相談先が表示されるため、都内すべての保健所情報が表示されるとよい。「精神保健」と検索すると保健所情報が表示されるが、若者が精神保健と検索することは殆どないと考えられるため改善されるとよい。	相談対応にオンラインを活用する場合は、ルール作りや環境整備が必要である。
3	特別区保健所	情報が集約されており、検索方法もわかりやすいので、より周知されることで利用者が増えるとうい。	
4	東京都立(総合)精神保健福祉センター	利用しやすいと思う。このサイトの閲覧者がどういう情報を知りたいと考えているか、実際に多く閲覧されたページはどのようなところか知りたい。そのニーズに合わせて各機関の紹介文など工夫できる面もあるのではないかな。	
5	TOKYOチャレンジネット	予定されている掲載団体による修正が可能になれば、最新の情報が相談者に早く確実に届くと考え、相談者にとってかなり利点になると思う。	
6	東京都人権プラザ	都民へ一層周知並びに定着を図るためにも、新着情報の更新頻度を上げるなどした方がよいのでは。	
7	認定特定非営利活動法人育て上げネット	イベント情報の記載について、「重層的」に共有され、幅広い部署で活用されるようになると、理解→協力→参加の流れがより進むのではと思いました。 https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/law_s2.pdf (子ども・若者育成支援施策の総合的推進12ページ)	東京都子ども基本条例10条には子どもの意見表明と施策への反映、11条には年齢及び発達段階に応じた参加の促進のための必要な環境整備を図ると記されていますが、若者施策においても、若者の意見表明と施策への反映、 また、ソーシャルファーム条例などの進捗やコロナ禍での現状も踏まえ、若者発達段階に応じた社会参加促進への視点は欠かせないと現場では感じているのですが、若者施策としてはどのような状況になっているのか教えていただけましたらありがたいです。 https://www.gikai.metro.tokyo.jp/bill/2021/erights.html (子ども基本条例) https://www.tokyoto-koho.metro.tokyo.lg.jp/files/koho/y2019/2019_148.pdf (都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例)
8	認定特定非営利活動法人文化学習共同ネットワーク	「どんな相談ができるか」を前面に出しすぎることがないように希望する。「照会事項1」でも記述したとおり、若者とその家族の多くは「主訴」そのものが立ち上がっていないことが大多数だ。「何をどうすれば、何がどうなるか、見通しも立たないけど、なんとかしなくちゃいけない」と思っている」というリアリティに応える必要がある。 相談内容が見た目に「限定」されると、相談する側はどうしたら良いか判断できなくなることもある。「自分とマッチしない」と意識を切ってしまうか、主訴を無理矢理にでも作りあげたり「適応」させてしまったりすることで、「リアルニーズ」がより見えづらくなってしまふことになりかねない。 そもそも主訴そのものが明確ではないというところから、しっかりと「とにもある」為に、一定程度の「専門性」をもちつつも、第一次的な相談窓口は「あいまいな総合性」を持ち合わせていきたい。そこで、当人と一定程度の関係性が構築され、また、ある程度のプログラム等に参加する中で、「リアルニーズ」が見極められて、マッチする支援システムへとコーディネートしていけるようにしたい。我々が本当の意味で「連携」できているか、ここで問われることになる。	社会的包括とは、本来、「包摂」する側である「社会」の、受容性や多様性を豊かにしていくことであったはずである。間違っても「既存の秩序への再動員を強要する」ことを、(局面ではそれも有り得るだろうが)我々の取組の軸にするべきではないだろう。 とするならば、若者たちを「包摂」し、若者たちが所属し、活躍する「コミュニティ」に関する支援が多層的に求められる。単に「コミュニティに繋げていく」だけでなく、コミュニティそのものを支えることも、本来は我々の重要な課題でもあるはずだ。藤里町や鉦路市、都市部では豊中市の取組は、そのヒントを与えてくれる。 我が国全体の「若者課題」にどう向き合うかは、自治体次第であるといえる。「子若協議会」が実質的で実効的な組織になっていけるよう、強く願っている。
9	ひきこもりサポートネット	各市区町村のひきこもり支援に関する動きを把握できるような、最新情報の掲載をお願いしたい。	
10	若者総合相談センター	若ぼた経由で毎月数件のアクセスがある(ただレインターネットによるアクセスにも含まれている可能性あり)。 若者向けにはLINEやInstagramへ広告を出す、親世代以上には毎月、都・市区町村の広報にQRコード付きで掲載するとアクセスしやすくなるのでは? 支援者向けにも周知は必要で、若ナビαの周知の際は若ぼたの案内もしている。	オンライン相談を開始したが、すでに実施されている機関の現状や問題点、課題等についてお話をうかがいたい。

若者支援の専門施設として都内3箇所に「わかものハローワーク」を設置、都内17箇所のハローワークに「わかもの支援窓口」を設置

担当制による個別支援を中心に各種セミナーや若者向け面接会を実施！ 就職準備から定着支援まで一貫した就職支援を実施している。

東京わかものハローワーク

渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー8F
(渋谷駅 徒歩3分)

TEL 03-3409-0328



新宿わかものハローワーク

新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル9F
(新宿駅 徒歩3分)

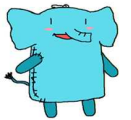
TEL 03-5909-8609



日暮里わかものハローワーク

荒川区西日暮里2-29-3 日清ビル7F
(日暮里駅 徒歩3分)

TEL 03-5850-8609



わかもの支援窓口

平成20年1月から都内全ハローワーク内に設置

飯田橋U-35

東京都ジョブカフェ事業併設ハローワーク
(東京しごとセンター内)

①初回プレ相談

『わかものハローワークってどんなところ？』『どんな支援メニューがあるの？』等、わかものハローワークについてスタッフが丁寧に答えます。予約不要なのでお気軽にお越しください。



②個別担当制相談

一人ひとりに専門のキャリアカウンセラーがきます。自己分析、求人のチェックから応募書類の作成、面接対策までマンツーマンで詳細にサポートします。(完全予約制で待ち時間なく相談できます)



③各種セミナー

人事担当視点の書類作成・面接対策・コミュニケーション・ビジネスマナー・業界研究等、充実のセミナーを実施しています。セミナー日程・申込み方法は、各わかものホームページで確認ができます。



④面接会

若者の採用・育成に積極的な事業所の担当者と直接会える面接会・企業説明会等イベントを随時開催しています。



⑤求人検索PC

都内及び全国のハローワークで受理した求人情報を検索することができます。希望の求人があれば、印刷して相談窓口へ、応募状況や応募条件を確認し紹介状の発行を行います。



⑥応募書類作成PC

履歴書・職務経歴書のフォーマットが入ったパソコンで応募書類を作成することができます。もちろん、プリンターも備えているので印刷も可能です。作成したデータは、指定の保存媒体で持ち帰りが可能です。



⑦適職診断PC

適職診断・・・『どんな仕事かっているのか』についてパソコンを使って調べることが出来ます。診断結果を相談窓口にお持ちいただければ、結果の解説と合わせて診断結果に基づき、仕事選びのコツなどを聞くことができます。



⑧ジョブクラブ

正社員を目指す同じ気持ちを持った仲間と、グループワークを中心とした3～6日間のカリキュラムでともに成長し学べるセミナーです。



⑨書類添削サービス

応募書類は他人が見て判断するもの！自分で納得できても相手はどう受け止めるかが大事です。自分を最大限売り込める魅力的な応募書類の作成についてアドバイスが受けられます。



⑩模擬面接練習

面接は第一印象が探査に大きく影響します。自信を持って本番の面接にのぞめるよう、姿勢・発声・入室マナーから質疑応答まで実践形式の練習を繰り返し、面接を突破できるよう学ぶことができます。



⑪職業訓練相談

就職に当たって専門的な知識・技術を身につけておくことは、希望就職に欠かせない大きなプラスになります。希望就職に付くにはどんな訓練が有効か、どんな訓練の就職率が高いのかなど職業訓練について相談することができます。



⑫定着支援相談

就職してからも職場環境、人間関係、将来のキャリアパスなど悩みや疑問が次から次へ・・・就職後いつでも相談が受けられます。また、毎年、就職した方を対象とした定着支援セミナーも開催しています。



大学院・大学・短大・高専・専修学校等の学生の方や、これらの学校を卒業した既卒者（卒業後3年以内）の方の就職を支援する専門施設です。

「ひとりにしない、あきらめさせない。」をモットーに、就活に関するあらゆる悩みにお答えする施設です！



個別担当制支援や各種セミナーを実施して、就活の疑問解消や、レベルアップを図っています！

一人ひとりに担当のジョブサポーター（専門支援員）が付いて支援します！



会社説明会や合同就職面接会を積極的に実施しています！

■東京新卒応援ハローワーク

（ハローワーク新宿）

◆新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 21階
◆03-5339-8609



*ご利用時間 平日：10:00~18:00 第1・3土曜のみ：10:00~17:00
（第1・第3を除く土・日・祝日・年末年始はお休みです）

新卒応援
ハローワーク
（都内2ヶ所）

■八王子新卒応援ハローワーク

（ハローワーク八王子）

◆東京都八王子市旭町10-2 八王子TCビル 6階
◆042-631-9505



*ご利用時間：平日10:00~18:00
（土・日・祝日・年末年始はお休みです）

都内新卒応援ハローワークの多彩な支援メニュー

初めて利用する方

予約不要！

ジョブサポーターが30分程度で支援メニューのご案内とともに、就職活動の状況をお伺いします。お気軽にご利用ください！



「ジョブサポーター」とは？

新卒者・既卒者に対する就職支援を行う専門職です。大学などでの就職支援や企業での人事担当の経験者など、就活に関する知識・経験が豊富です。就活の悩みも、何でも相談してみましよう！

個別担当制支援

一人ひとりに担当のジョブサポーターがつきます！

担当ジョブサポーターとともに、あなたに合った最適な支援で内定を目指しましょう！



担当ジョブサポーターが決まったら、待ち時間なしで1回約50分の予約相談ができます。

ハローワーク求人

全国の求人を検索することができます。また、実際に企業を訪問し、採用担当者が重視するポイントなどを把握している求人もありますので、あなたにあった求人を紹介することができます。



求人情報はこちらからもご覧いただけます⇒



応募書類添削

応募希望の会社が決まったら、書類選考が第一関門です。ジョブサポーターとともに学生時代の振り返りを行いながら、あなたの魅力や志望動機が伝わる応募書類を作り上げていきましょう！



模擬面接

面接が苦手？

それなら応募企業を想定した模擬面接を受けてみましょう！模擬面接は面接官役を変えて複数回受けることで、面接の不安や疑問を解消し、本番に備えましょう！



求職登録と事前の予約が必要です。詳細はお電話(03-5339-8609)または窓口にてお問合せください。

就職面接会

書類選考なし！

1社だけの小規模なミニ面接会や、複数の企業が集まる合同就職面接会を年間を通じて開催しています。毎年、多くの方が面接会を通じて内定を得ています。積極的に参加しましょう！



合同就職面接会は年間10回以上、ミニ面接会等は年間50回以上開催しています。

会社説明会

企業研究には会社説明会への参加が効果的！

1社だけの小規模なものから複数の企業が集まる説明会まで、年間を通じて開催しています。たくさん説明会へ参加して、希望に合う企業を見つけましょう！

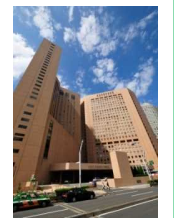


会社説明会等は年間50回以上開催しています。

企業ツアー

企業に直接行ってみよう！

企業を訪問し、実際に働く現場を見学したり、社員の方との意見交換などから現場のナマの声を聞くことができます。求人票やホームページだけでは分からない企業の魅力を見学しましょう！



各種セミナー

職業興味検査、面接対策、志望動機・マナー講座など、就活に役立つ幅広い内容のセミナーを年間30回以上開催しています。就活の疑問解消や、レベルアップに活用しましょう！



求職登録と事前の予約が必要です。詳細はお電話(03-5339-8609)または窓口にてお問合せください。

就職後のサポート

就職後も安心！

就職した後も職場環境、人間関係、将来のキャリアパスなどの悩みについて、相談が受けられます。就職するまでと同様に、就職した後も全力でサポートしますので、遠慮なく相談しましょう！



心理カウンセリング

人にはなかなか言いにくいこと、就職活動でつらいこと、ひとりで悩まないでください。心理の専門家（産業カウンセラー）が精神面のサポートを行います。



1回約50分でご利用いただけます。実施日は原則、毎週火曜・木曜日の13時~17時の間です。

専門支援

障害のある方、コミュニケーションが苦手な方等の就職活動をサポートしています。



障害学生向け合同就職面接会の様子

お任せしないでご案内できるよう、ご利用前にお電話(03-5339-8609)で「専門支援」とお伝えください。

コロナ禍で、複数の者が一堂に会する形式ではなく、オンラインセミナーやオンライン面接会を開催。

**自宅で受講・オンライン
就職応援セミナーのご案内**

応募書類 + 面接 **44歳以下
対象**
採用側の視点で考えよう

- ☆ 日時：令和3年6月23日(水) 14:00~15:30
- ☆ 対象：44歳以下でハローワークに就職申込みをしている方
- ☆ 定員：20人(定員に達し次第、受付を終了します)
- ☆ お申込みはメールにて受付します(申込期限 6/15)

メールアドレス：
メール件名：0623セミナー申込
メール本文：①氏名、②求職番号、③郵便番号・住所以上をご記入の上、上記アドレスに送信してください。
※メールの返信で参加の可否、確認事項等を送信いたしますので、迷惑メールの受信設定についてご注意ください。
※このメールアドレスはセミナーの申込み専用になります。他の用途には対応しておりませんので、その際には電話にてご連絡ください。

- ☆ 参加にあたり「Zoom」アプリケーションをPCやスマートフォン、タブレット等にインストールする必要があります。
- ☆ オンラインセミナーの録画・録音は、その方法を問わず禁止とさせていただきます。
- ☆ 雇用保険受給中の場合、参加者アンケートを提出いただいた方に限り、就職活動実績となります。

ハローワーク品川 職業相談部門 担当
TEL:03-5418-7315

ハローワーク飯田橋
ONLINE 相談・面接会
オンライン面接会 2021 6.25 金
ハローワークの端末だから安心!
ハローワーク内で専用の端末を使用したオンライン面接会です。応募者の方はハローワークにご来所いただき、企業の方と専用端末を通じて面接を行います。通信環境の心配はありません！オンライン面接に不慣れな方もハローワーク内での面接なのでご安心ください！

募集職種 訪問介護(有資格の方) 訪問介護(無資格の方)

全額会社負担で資格取得可能！充実した教育研修体制があります！
東京都の「訪問看護教育ステーション事業」にも選ばれました！

日時：2021年6月25日(金)
10時30分～(順次予約)
会場：ハローワーク飯田橋 9階会議室
文京区後家1-9-20 JR飯田橋駅から徒歩7分
受付：ハローワーク飯田橋事業所第二部門
☎03-3812-8609(32#)
(受付時間：平日 8時30分～17時15分)

■ 最寄りのハローワークを通じて、事前予約してください

① 会場内は新型コロナウイルス感染症防止策を実施。感染拡大状況により面接会中止の場合があります。 ② 当日はマスクの着用をお願いします。体調が悪い方は、参加をご遠慮ください。

若者支援等の社会資源情報に関する ポータルサイト **若ぽた** が、 もっと便利になります！

従来の「相談したい内容」「利用対象地域」「キーワード」での検索だけでなく、以下の機能を追加しました。



機能①

区市町村の開催する**最新のイベント情報**を掲載！

機能②

専用パスワードの入力により、以下の操作が可能に！

- 支援機関向け情報の閲覧
- 所管する**支援機関の情報**を**随時更新**できる！



<https://www.wakapota.metro.tokyo.lg.jp/>

より**リアルタイム**な情報共有が可能になります！

問合せ先

19